

袋井市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラにおける犯罪防止の有用性とプライバシーの保護との調和を図るため、通学路防犯カメラの設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、犯罪を未然に防止することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路防犯カメラ 犯罪の防止を目的として、通学路に向けて継続的に設置し、及び撮影するビデオカメラで、画像記録機能を有するものをいう。
- (2) 設置者等 通学路防犯カメラを設置又は運用する者
- (3) 画像 通学路防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人又は物を識別することができるものをいう。
- (4) 公共空間 道路、公園、広場、地下道など不特定多数の者が自由に利用又は通行できる空間をいい、金融機関の店舗、小売店舗、劇場・映画館、レジャー施設、ホテル、旅館、鉄道駅等の施設は除くものとする。

3 管理責任者の指定

設置者等は、通学路防犯カメラを設置、運用するに当たり、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定するものとする。

4 通学路防犯カメラの設置の表示

通学路防犯カメラの設置に当たっては、設置箇所の見やすい場所に、通学路防犯カメラが設置されている旨や設置者等の名称等を分かりやすく表示することとする。

5 通学路防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲

通学路防犯カメラの設置に当たっては、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲について十分に検討し、撮影範囲は必要最低限とするとともに、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないこととする。

6 画像データの保存・取扱い

(1) 取扱担当者の指定

設置者等は、通学路防犯カメラ、そのモニター等を設置する場合は、これらの操作を行う者を指定するものとする。

管理責任者及び指定された取扱担当者以外の者は、当該機器の操作をしてはならない。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損、流出、改ざん等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、原則としておおむね1か月以内の必要最低限の期間とし、不必要な画像データの保存は行わない。

(3) 画像データ等の嚴重な管理

通学路防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、外付ハードディスク等）及びパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の者が立ち入ることができない施設が可能な室内、設備等で、かつ、関係者以外の者が容易に見渡せない場所で嚴重に管理し、外部へ持ち出してはならない。

(4) 画像データの消去

保存期間が経過した画像データは、直ちに消去することとする。

また、記録媒体等を廃棄する場合には、画像データの漏えい防止のため、破碎、切断等の処分を行うこととする。

7 秘密の保持

通学路防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8 画像データの外部提供

設置者等は、画像データを犯罪防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づき提供する場合

(2) 警察等捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提供を求めるときは文書による場合に限る。

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められる場合

9 苦情等の処理

設置者等は、通学路防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速な対応に努めなければならない。

10 その他

通学路防犯カメラ設置者等は、このガイドラインを踏まえた運用が行われるよう、設置や運用に関する規程を策定するとともに、当該管理規程が遵守されるよう、管理責任者や取扱担当者に対し、周知徹底を図るものとする。

「管理規程」の参考例

□□□が設置する防犯カメラの設置及び運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、□□□が、×××地域に設置する防犯カメラについて、犯罪の防止を図ることと、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適正な管理運用を行うことを目的とする。

(防犯カメラの設置の目的)

第2条 本運用基準で定める防犯カメラは、×××地域における犯罪の防止のために設置する。

(防犯カメラの設置の概要)

第3条 防犯カメラは、次に掲げる場所に設置する。

	所在地
1	袋井市〇〇町〇〇番地 地先
2	袋井市〇〇町〇〇番地 地先

2 モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	袋井市〇〇町〇〇番地
建物等名称	〇〇〇〇〇公会堂

(防犯カメラの設置及び運用)

第4条 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、設置の目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限になるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

2 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、次の事項を表示する。

(1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨

(2) 設置者の名称

(防犯カメラの管理責任者等の指定)

第5条 設置者は、その適正な管理を図るため、管理責任者を指定する。

2 管理責任者は、〇〇〇〇（※職・氏名を記載）とする。

3 管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や画像の視聴等を行う取扱担当者（原則として管理責任者とは別の者）を指定する。

4 取扱担当者は、〇〇〇〇（※職・氏名を記載）とする。

5 画像を閲覧できる者は、管理責任者、取扱担当者のほか、〇〇〇〇（※必要な者の職・氏名を記載）とする。

(画像の保存及び取扱い)

第6条 設置者、管理責任者及び取扱担当者（以下「設置者等」という。）は、画像

の漏えい、滅失、き損、流出、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。
- (2) 画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第7条に定める場合を除き、外部に持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。
- (3) 画像の保存期間は、〇〇（※最大1か月以内の必要最小限の期間を設定）とする。

（画像の利用及び提供の制限）

第7条 設置者等は、画像を第2条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、画像の提供を求めるときは文書による要請に限る）
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

（苦情等の処理）

第8条 苦情や問合せには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
（その他）

第9条 設置者等は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

2 この基準に記載されていない事項については「袋井市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。